

お持ちの空き家で困っていませんか？

空き家無料相談会

詳細は
こちら▶



Q 空き家を売りたいけど
どうすればいいの？

Q どうやって空き家を
管理すればいいの？

Q 相続や登記の手続きは
どうすればいいの？

Q 実家を相続したけど
どうすればいいの？



空き家に関するお悩みを「専門家」に相談してみませんか

日時 令和6年3月2日 土 午後1時30分から

場所 働く女性の家

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 市内に空き家を所有している方 ❖ 相続などにより、市内に空き家を所有する可能性がある方 ❖ 一人暮らしなどで、将来的に家の維持管理や処分について不安のある方
内容	<p>不動産・建築・法務の専門家が相談に応じます。</p> <p>※1組30分（事前予約制／先着5組）</p> <p>※相談内容に応じて登記簿や図面、相続関係図などの資料をお持ちいただくとスムーズに相談できます。</p>
申込期間	<p>令和6年1月9日 火 ~ 26日 金 / 午前8時30分~午後5時15分（田舎除く）</p> <p>電話または受付窓口でご予約ください。</p> <p>※詳細な相談時間などは、申込締切後に通知します。</p>
受付窓口	地域コミュニティ課（霞ヶ浦庁舎） ☎ 029-897-1111



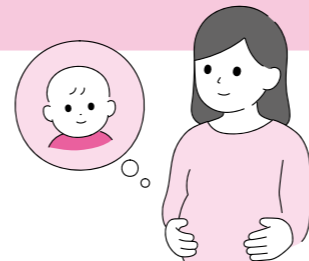
空家等・空き地バンクを活用してみませんか

空家等・空き地
バンクホームページ



空き家バンクリフォーム事業補助金も活用できます

空家等・空き地バンク制度を利用して空き家（空き地を除く）の売買または賃貸契約を締結した物件利用希望者	一定条件を満たす方がリフォームなどをした場合の費用	上限 20万円
--	---------------------------	------------



産前産後期間相当分（4カ月分）の 国民健康保険税が免除されます！

令和6年1月から、地方税法の一部改正により、国民健康保険に加入している方が出産した場合、産前産後期間にかかる保険税（所得割額および均等割額）が免除されます。 国保年金課（千代田庁舎）

対象者

かすみがうら市国民健康保険の被保険者で、令和5年11月1日以降に出産（または出産予定）の方 ※妊娠85日（4カ月）以上の出産が対象です。（死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含む）

減免対象期間

出産予定月（または出産月）の前月から出産予定月（または出産月）の翌々月までの4カ月間 ※多胎妊娠の場合は、出産予定月（または出産月）の3カ月前から6カ月相当分が免除されます。

	3カ月前	2カ月前	1カ月前	1カ月後	2カ月後	3カ月後
単胎の方			出産予定月			
多胎の方			出産予定月			

減免の例

令和5年度は、令和6年1月以降の対象となる期間の保険税（所得割額および均等割額）が免除されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産月		減免対象	

届出受付開始

令和6年1月4日から
※出産後の届出も可能です。

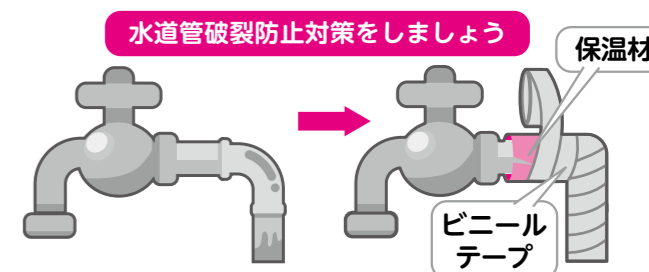


届出方法

- 次の2点を国保年金課にご提出ください。
- 出産被保険者に係る届出書
 - 母子健康手帳などの出産予定日（または出産月）が確認できる書類

水道管破裂事故にご注意ください

水道管や蛇口が凍結しやすくなる時期です。特に気温がマイナス4度以下になると、凍結による水道管の破裂事故が多くなります。水道管が破裂したときは、バルブ（メーターボックス内）を閉め、近くの市指定給水装置工事店に修理を依頼してください。



※保温材の部分は、毛布などでも代用できます。

☎ 上下水道課 ☎ 029-897-1111



※市指定給水装置工事店は、ホームページをご覧ください。